



大善町財政再建計画

職員配置の合理化  
に関する方針  
職員配置は事務量と  
其に応する職員  
数を再検討し、適材  
適所を目指として、  
その合理化を図る。  
事務の能率化  
に関する方針  
(1) 職員の研修を強  
化し、計画的に実  
施するのみならず

行政の再建の基本方針  
財政再建を促すための政策、財政再建促進特別措置法による財政再建を行  
う。組織の簡素合理化に関する方針

地方財政再建促進特別措置法第四条の規定に基づき入善町財政再建計画を公示する。  
昭和三十一年十二月十日  
入善町長 水元健

# 總合計画

(単位十円)

## の徴収計画

(単位千円)

昭和31年度			昭和32年度		
調定額	収入額	うち財政 再建のため の増収分	調定額	収入額	うち財政 再建のため の増収分
80,494	77,555	96.3	78,752	7,600	96.5
30,669	29,163	95.1	28,927	27,594	95.4
34,160	34,703	96.2	33,060	34,703	96.2
15,765	15,889	99.4	15,765	13,704	99.6
—	—	—	—	—	—
80,494	77,555	96.3	78,752	76,001	96.5

附表二 稲濃納整理計畫

税の  
事由

区分	前年度よりの継続率	微収歩合	微収額
処理年度		金	
昭和29年度	2,185	81.1	1,773
昭和30年度	5,388	79.7	2,692
昭和31年度	5,833	79.9	3,063
昭和32年度	5,709	80.5	2,986
昭和33年度	5,474	80.8	2,808
昭和34年度	5,417	81.0	2,768
昭和35年度	5,400	81.1	2,759
昭和36年度	5,392	81.4	2,760
昭和37年度	5,383	81.6	2,760
昭和38年度	5,374	81.7	2,758
昭和39年度	5,367	81.9	2,758

昭和35年度			昭和36年度		
調定額	収入額	うち財政 再建のため の増収分	調定額	収入額	うち財政 再建のため の増収分
78,752	76,001	96.5	78,752	76,001	96.5
26,927	25,594	95.4	26,927	27,594	95.4
36,761	34,703	98.6	36,040	34,703	99.6
13,765	13,704	99.6	13,765	13,704	—
—	—	—	—	—	—
78,752	74,001	94.5	78,752	74,001	94.5

昭和39年度			
調定額	収入額	うち財政 再建のための 増収分	徴収歩合
79,752	76,001		96.5
29,927	27,594		95.4
56,050	54,703		96.2
13,765	13,704		99.6
—	—		—
—	—		—

高見草美枝・東嶽義人  
大島 指入鶴  
森田 義人・全  
高田 公・全  
松田 松雄・全  
猪原 猪原・全  
宝田 宝田留作・全  
菊地 ひじき横山  
小堀 滋次・入鶴  
竹内 昭三・全

予、滞納  
財産收入の増収等の停止等の正に確保に関する事項をなすとし、再建時において、既設の財源をもつて、住宅の拂下処分をする場合に、特定の財源を増収を図る。  
（二）財産收入の増収等の停止等の正に確保に関する事項をなすとし、再建時において、既設の財源をもつて、住宅の拂下処分をする場合に、特定の財源を増収を図る。

第一 第二		第三		第四		第五	
具体的な措置		税金の抑制及び節減に		税金の増収及び確保に		税金の節減に関する方針	
(1) 関する事項	は、昭和三十一年度に	(1) 関する方針	は、昭和三十一年度に	(1) 関する方針	は、昭和三十一年度に	(1) 関する方針	は、昭和三十一年度に
消費の経費の抑制及び節減に関する事項	基本的見解について	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針
人件費の抑制及び節減に関する事項	は、昭和三十一年度に	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針
財政の再建に必要な措置	は、昭和三十一年度に	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針	税金の増収及び確保に	その他の経費の抑制及び節減に関する方針

(1) 関する方針		(2) 関する方針		(3) 関する方針		(4) 関する方針	
手数料について	は、昭和三十一年度に	手数料について	は、昭和三十一年度に	手数料について	は、昭和三十一年度に	手数料について	は、昭和三十一年度に
法によるものと、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	法によるものと、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	法によるものと、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	法によるものと、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に
最高限額を徴収するものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	最高限額を徴収するものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	最高限額を徴収するものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	最高限額を徴収するものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に
行政措置等によるものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	行政措置等によるものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	行政措置等によるものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に	行政措置等によるものとし、その他の手数料について	は、昭和三十一年度に
支拂いの範囲内に	は、昭和三十一年度に	支拂いの範囲内に	は、昭和三十一年度に	支拂いの範囲内に	は、昭和三十一年度に	支拂いの範囲内に	は、昭和三十一年度に
扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に
扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に
扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に	扶助交付金の抑制及び節減	は、昭和三十一年度に

## 歳 入 歳 出 年 次

年 度 区分	昭和29年度		昭和30年度		昭和31年度(第1年度)		昭和32年度(第2年度)		昭和33年度(第3年度)		昭和34年度		
	歳 入	歳 入額 一般財源とし て使用可能額	歳 入	歳 入額 一般財源とし て使用可能額	歳 入	歳 入額 一般財源とし て使用可能額	歳 入	歳 入額 一般財源とし て使用可能額	歳 入	歳 入額 一般財源とし て使用可能額	歳 入	歳 入額 一般財源とし て使用可能額	
1. 税 收 入	88,212	88,212	72,915	72,915	72,915△15,297	80,618	80,618	78,987	78,987△1,651	78,809	78,809△178	78,769	78,769
2. 地 方 交 付 税	5,926	39,26	20,983	20,983	17,057	12,566	12,566△8,417	12,600	12,600	34	12,600	12,600	7,400
3. 国 庫 支 出 金 及 び 県 支 出 金	18,949	—	17,688	—	—	19,601	—	15,334	—	16,853	—	14,554	—
4. 地 方 借 貸 金	11,800	—	7,400	—	—	100,000	—	2,000	—	2,000	—	1,000	—
5. そ の 他	72,072	64,785	25,559	17,710△47,075	10,311	1,781△15,929	6,687	550△1,231	6,359	550	—	9,074	1,355
歳 入 計	194,959	156,923	144,545	111,608△45,315	225,096	94,965△16,643	115,610	92,137△2,828	116,601	91,959△178	110,797	87,524	
歳 出			歳 出額	歳 出額 一般財源とし て充 当額	歳 出額	歳 出額 一般財源とし て充 当額	歳 出額	歳 出額 一般財源とし て充 当額	歳 出額	歳 出額 一般財源とし て充 当額	歳 出額	歳 出額 一般財源とし て充 当額	
1. 消 費 的 経 費	102,553	91,597	105,400	91,152△445	129,461	58,349△32,783	66,369	57,104△1,265	65,802	55,761△1,343	64,037	53,683	
2. 投 資 的 経 費	75,218	34,798	31,491	34,504△3,504	31,646	28,657△2,837	31,527	28,759△102	28,160	29,726△26,689	29,726	29,726	
3. 公 借 金	21,815	20,050	19,244	17,298△2,752	19,191	17,181△117	19,085	17,086△95	18,779	16,765△32	18,025	16,020	
4. 公 借 金	15,403	14,768	17,583	14,196△3,572	12,455	11,476△2,720	12,442	11,673△197	12,355	11,395△278	11,691	10,669	
5. そ の 他	33,832	28,743	24,380	20,932△7,811	25,200	22,105△1,173	24,984	21,784△321	24,684	21,288△496	24,545	20,921	
歳 出 計	207,884	169,848	182,633	149,751△20,097	225,096	94,965△54,786	115,610	92,137△2,828	116,601	91,959△178	110,797	87,524	
歳 入 差 引 額 (A)	△12,925	△12,925	38,143	38,143	—	—	—	—	—	—	—	—	
総 繼 繙 額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
支 出 額 (C)	91,133	—	62,533	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(A)-(B)+(C)+(D)	104,058	—	100,476	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

### 第四 財政再建債の償還計画 (その一)

借入額 37,500,000円  
利 率 年6分5厘

年 度	元利支拂期日	未償還元金	債 還 額		
			元 金	利 子	計
昭和31年度	昭和32年2月1日	37,500,000	1,625,000	1,625,000	3,870,000
昭和32年度	昭和32年8月1日	35,342,184	2,157,816	2,128,750	3,576,566
昭和33年度	昭和33年2月1日	33,114,238	1,148,620	1,148,620	3,376,566
昭和34年度	昭和33年8月1日	30,818,834	2,300,354	1,076,212	3,376,566
昭和35年度	昭和34年2月1日	28,439,769	2,375,115	1,001,451	3,376,566
昭和36年度	昭和34年8月1日	25,986,463	2,452,306	924,260	3,376,566
昭和37年度	昭和35年2月1日	23,552,006	2,532,006	844,560	3,376,566
昭和38年度	昭和35年8月1日	20,840,161	2,614,296	762,270	3,376,566
昭和39年度	昭和36年2月1日	18,140,901	2,699,260	677,300	3,376,566
昭和40年度	昭和36年8月1日	15,353,915	2,786,986	589,580	3,376,566
昭和41年度	昭和37年2月1日	12,476,352	2,877,563	499,003	3,376,566
昭和42年度	昭和37年8月1日	9,505,268	2,971,084	405,482	3,376,566
昭和43年度	昭和38年2月1日	6,457,624	3,067,644	308,922	3,376,566
昭和44年度	昭和38年8月1日	5,270,281	3,167,343	209,223	3,376,566
昭和45年度	昭和39年2月1日	3,270,281	3,270,281	106,285	3,376,566
計		37,500,000	11,396,924	48,896,924	

(その二)

### 附表一 現過年度調定分の税

区 分	昭 和 29 年 度			昭 和 30 年 度			
	税 目	調定額	収入額	微収歩合	税 目	調定額	収入額
1. 法 定 普 通 税	89,452	86,439	96.6	73,331	70,194	95.7	
(1) 町 民 税	22,946	21,254	92.6	29,059	27,397	94.3	
(2) 固 定資 産 税	54,753	53,480	97.7	31,703	30,326	95.7	
(3) 其 の 他 の 税	11,753	11,703	99.6	12,569	12,471	99.2	
2. 法 定 外 普 通 税	—	—	—	—	—	—	
3. 自 律 的 税	—	—	—	—	—	—	
合 计	89,452	86,439	96.6	73,331	70,194	95.7	

区 分	昭 和 33 年 度			昭 和 34 年 度			
	税 目	調定額	収入額	うち財政 再建のための 増収歩合	税 目	調定額	収入額
1. 法 定 普 通 税	78,752	76,001	95.5	78,752	76,001	95.5	
(1) 町 民 税	28,927	27,594	95.4	28,927	27,594	95.4	
(2) 固 定資 産 税	36,060	34,703	96.2	36,060	34,703	96.2	
(3) 其 の 他 の 税	13,765	13,704	99.6	13,765	13,704	99.6	
2. 法 定 外 普 通 税	—	—	—	—	—	—	
3. 自 律 的 税	—	—	—	—	—	—	
合 计	78,752	76,001	95.5	78,752	76,001	95.5	

区 分	昭 和 37 年 度			昭 和 38 年 度			
	税 目	調定額	収入額	うち財政 再建のための 増収歩合	税 目	調定額	収入額
1. 法 定 普 通 税	78,752	76,001	95.5	78,752	76,001	95.5	
(1) 町 民 税	28,927	27,594	95.4	28,927	27,594	95.4	
(2) 固 定資 産 税	36,060	34,703	96.2	36,060	34,703	96.2	
(3) 其 の 他 の 税	13,765	13,704	99.6	13,765	13,704	99.6	
2. 法 定 外 普 通 税	—	—	—	—	—	—	
3. 自 律 的 税	—	—	—	—	—	—	
合 计	78,752	76,001	95.5	78,752	76,001	95.5	

年 度	元利支拂期日	未償還元金	債 還 額		
			元 金	利 子	計
昭和31年度	昭和32年2月1日	62,500,000	3,125,000	3,125,000	65,625,000
昭和32年度	昭和32年8月1日	59,024,177	2,475,783	2,475,783	61,499,759
昭和33年度	昭和33年2月1日	55,418,011	2,227,946	2,227,946	57,645,957
昭和34年度	昭和33年8月1日	50,881,364	2,030,354	2,030,354	52,911,718
昭和35年度	昭和34年2月1日	47,794,713	1,971,069	1,971,069	49,765,782
昭和36年度	昭和34年8月1日	43,717,657	1,827,264	1,827,264	45,544,921
昭和37年度	昭和35年2月1日	39,535,221	1,681,259		

